

♡ 要点まとめ（第25回_障害者に対する支援と障害者自立支援） ♡

- 障害者総合支援法にいたるまで（問題 56/選択肢 3、4）

⇒第26回問題 57 を…🔍✦

- 障害者差別解消法（問題 56）国試ナビ（社 2023）P.99/（社 2024）P.104/（社 2025）P.114🔍✦

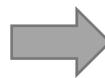
⇒この法律で定められていることは2つ👉

①不当な差別的取扱いの禁止…行政も民間も義務（みんなやっちゃいけない👉）

②合理的配慮の提供…行政は2013年～義務、民間は2024年～義務化👉ダ'イ'ヨ~ダ'イ'ヨ~

…合理的配慮って、具体的にどんな配慮👉？

そもそも法律多すぎて脳内混線…👉🗨️



イイ感じのリーフレットを
発見しました👉!

- 障害者福祉の歴史（問題 56/選択肢 1、2、5）

⇒第26回問題 57 を…🔍✦

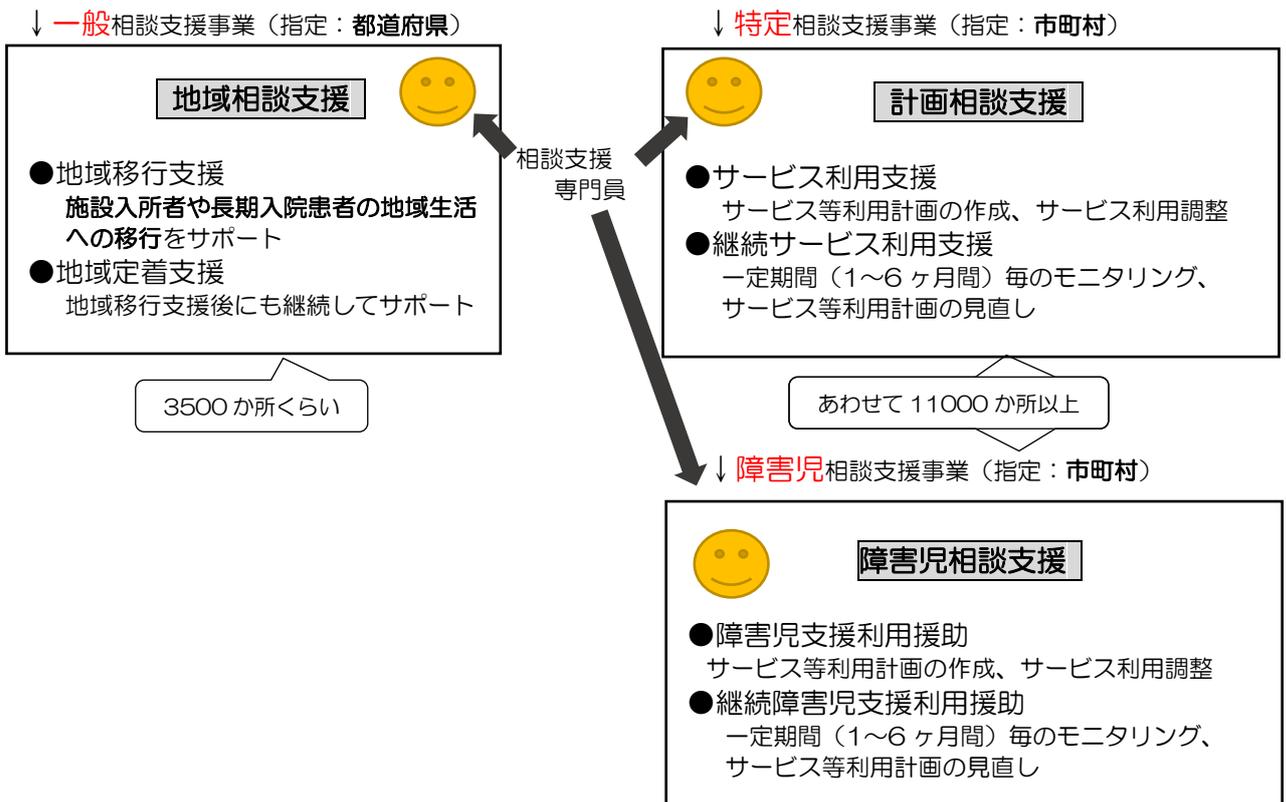
- 障害者総合支援法（問題 57、58）

⇒第26回問題 59、60、61 を…🔍✦

- 障害者総合支援法における相談支援機関（問題 59、60）

国試ナビ（社 2023）P.108/（社 2024）P.112/（社 2025）P.126🔍✦

⇒福祉サービスを利用するためには必ず必要となる機関です👉



●障害児向けの福祉サービス（問題 59）

国試ナビ（社 2023）P.112～113/（社 2024）P.116～117/（社 2025）P.130～131 📍📌

⇒根拠法は児童福祉法 ☺

〔通所支援〕

- ・児童発達支援：日常生活の基本的動作・知識・技能の獲得、社会生活への適応訓練など（～6歳）
- ・医療型児童発達支援：👉に加えて医療的なケアも行う
- ・放課後等デイサービス：生活能力向上のための訓練や社会との交流促進など（6～18歳）
- ・保育所等訪問支援：障害児が他の児童と一緒に過ごすための専門的な支援を行う
- ・居宅訪問型児童発達支援：居宅を訪問して児童発達支援を行う（～18歳）

〔入所支援〕

- ・福祉型障害児入所施設：日常生活全般のケア、知識や技能の獲得など
- ・医療型障害児入所施設：日常生活全般のケア、知識や技能の獲得など ※医療法上の病院でもある

●身体障害者福祉法（問題 61） 国試ナビ（社 2023）P.94、100、208～209 📍📌

国試ナビ（社 2024）P.96、102、216～217 📍📌

国試ナビ（社 2025）P.106、112、216、220 📍📌

⇒制定は 1949 年で、戦後早い段階で整備された法律のひとつです ☺

📌目的：身体障害者の自立と社会経済活動への参加促進を援助と必要に応じた保護で、福祉の増進を図る

📌身体障害者の定義：知事から身体障害者手帳（1～6級）を交付された 18 歳以上の人

📌身体障害者更生相談所：都道府県に必ず設置！そしてそこには身体障害者福祉司も必ず配置！

指定都市には任意♪

市町村の福祉事務所に配置することもできる☺

●精神障害者福祉法（問題 62） 国試ナビ（社 2023）P.301/（社 2024）P.101/（社 2025）P.111
 国試ナビ（精 2023/2024）P.122~127/（精 2025）P.112~117

⇒精神保健福祉士を目指す人にとっては超サービス問題

◇ 精神障害者の定義：**統合失調症**、精神作用物質による**急性中毒又はその依存症**、**知的障害**、**精神病質**その他の精神疾患を有する者

◇ 入院形態は 5 種類

入院形態	同意する人		精神保健指定医 ^{※2} の判断	自傷他害 の恐れ	入院時間	退院制限
	本人	家族等 ^{※1}				
任意入院	○	不要	—	—	—	72 時間
医療保護入院 ^{※3}	不可	○	1 名	—	—	—
応急入院	不可	不可	1 名	—	72 時間	—
措置入院 ^{※3}	不要	不要	2 名以上	あり	—	—
緊急措置入院	不要	不要	1 名	あり	72 時間	—

権限は
管理者

権限は
知事

※1 家族等…配偶者、親権者、扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹、家庭裁判所に選任された三親等以内の親族）、
 後見人または保佐人⇒誰もいない場合などは市町村長

※2 精神保健指定医…5 年以上の診療経験（3 年以上の精神科診療を含む）を持つ医師が指定の研修等を受講し、
 厚生労働大臣から指定を受ける（5 年毎の更新制）

※3 退院後生活環境相談員…入院後 7 日以内に、精神科病院の管理者が選任
 選任された人は医療保護入院者やその家族等の相談等に応じる

◇ 精神医療審査会：医療（医師）、福祉（精神保健福祉士等）、法律（弁護士等）による 5 名の合議体
 医療保護入院の入院届、医療保護入院と措置入院の定期病状報告、退院請求等を審査

都道府県に設置

◇ 精神保健福祉センター：精神医療審査会に関する事務

自立支援医療（精神通院）&精神障害者保健福祉手帳の判定
 その他（調査、普及啓発、技術指導、困難事例の相談 etc…）

窓口は市区町村、
 交付は知事&指定都市の市長